

社会福祉法人 俊江会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 俊江会（以下「当法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び費用弁償を支給することとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。なお、交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合にはその実費とする。

- (1) 報酬及び費用弁償については、別表第2に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月15日（ただし、その日が休日にあたる場合はその前日）とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1 この規程は、平成29年5月31日より施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年10月1日より施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年10月1日より施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 400,000円

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員会出席報酬等	10,000円 (源泉徴収後)	2,000円

(2) 理事

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会出席報酬等	10,000円 (源泉徴収後)	2,000円

(3) 監事

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
監事監査報酬 理事会出席報酬等	10,000円 (源泉徴収後)	2,000円